

事業番号	052
------	-----

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	農業委員会運営事業					担当部	市民産業部			
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	農政課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	農地係		
	総合計画 分野別計画	主目的	6 産業振興		28 農業		1 効率的・安定的な農業経営の促進を図る				
		副目的									
	予算区分	款	6	項	1	目	1	大	2	中	1
	根拠法令・個別計画	農業委員会等に関する法律									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	農地法に基づく許認可を公正に審査し、農地の保全に努めるとともに農業の健全な発展を図る。									
内容 (手段)	<p>◆平成24年度実施内容 農地法に基づく許認可等を公正に審査し、農地の保全に努めるとともに農業の健全な発展を図るため、窓口相談や、許認可申請等の適正な審査、総会を毎月開催・議決し、県に進達するといった法令業務を行った。 委員は、農業全般にわたる問題を農業者の創意と自主的な協力によって、総合的に解決していくための農業者の代表機関として、法律に基づいて選出・選任されており、総会だけでなく、申請書類への意見記載や現地確認、各種会議への出席といった業務を日常から行っている。</p> <p>◆24年度直接経費の内訳 8節 農業委員長賞(5千円) 9節 費用弁償等(435千円) 11節 消耗品費・印刷製本費等(478千円) 12節 通信運搬費(837千円) 13節 データ更新委託料等(2,211千円) 14節 電子計算機借上料等(1,356千円) 19節 愛知県農業会議負担金等(282千円)</p> <p>◆25年度直接経費の内訳 8節 農業委員長賞(5千円) 9節 費用弁償等(465千円) 11節 消耗品費・印刷製本費等(1,059千円) 12節 通信運搬費(2,108千円) 13節 データ更新委託料等(2,175千円) 14節 電子計算機借上料等(1,472千円) 19節 愛知県農業会議負担金等(282千円)</p>										
受益者負担	無										

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	5,484	5,327	5,606	7,566	
		正職員	従事者数	人	2.30	2.30	2.30	2.15
			人件費	千円	12,259	12,259	12,259	11,459
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	5,346	5,322	5,346	5,346
	費用合計	千円	23,089	22,908	23,211	24,371		
	対前年比	%		99.2	101.3	104.9		
財源	一般財源	千円	20,835	20,703	21,106	22,541		
	国・県支出金	千円	2,254	2,205	2,105	1,830		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業	活動指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	農地転用等審査件数	件	目標		—	—	—
実績				311	300	323	
農業委員会総会開催数	回	目標		—	—	—	—
		実績		12	13	12	
		目標					
		実績					
績	成果指標名	単位		H22	H23	H24	H25
	転用許可等面積	ha	目標		—	—	—
実績				15	15	16	
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	農地法に基づく許認可等を公正に審査するため、農業委員会総会において議決し、県に進達するといった法令業務を行った。委員、事務局ともに、地域の事情を踏まえた、農地法等に基づく法令業務の実施のため、書類審査や現地調査等を随時行っている。				
		事業実施における課題	農業先進地帯と同様な事務実施が求められ、開発を規制することで農地の保全を図っているが、大都市近郊である本市では、農業的土地需要よりも都市的土地需要が多い傾向があり、事務局・委員ともに、土地所有者や開発者等から強い風当たりを受けている。基幹系農地システムは、新総合システムへの更新について適切な対応が必要である。				
		事業を縮小・廃止したときの影響	法律や政令・省令によって定められた事務であり、休・廃止できない。				
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	農業委員選挙人名簿に関する発送事務が選挙管理委員会から農業委員会に移管され、封筒等の印刷や郵送に必要なため、印刷製本費、通信運搬費が増額となっている。新総合システムへの対応について、引き続き庁内全体のシステム移行の中で対応していく。				
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)			
	判定理由	農業委員会は、農業委員会法第3条1項に基づいて市町村に設置された行政委員会であり、地方自治法180条の5第3項で、執行機関として市町村に置かなければならない委員会とされている。法令に基づき設置されており、適正に業務運営されている。					
	26年度以降の改善案	農業委員会の適正な事務実施については、国や県、農業会議の動向、近隣市町の状況をみながら対応する。都市化の進む本市では、地域により農地の状況も差があり、農業委員が地域で求められる役割も異なるが、今後とも農地法に基づく適正な事務実施に努める。					

二次評価	方向性の判定	判定理由				
	維持	一次評価のとおり。				